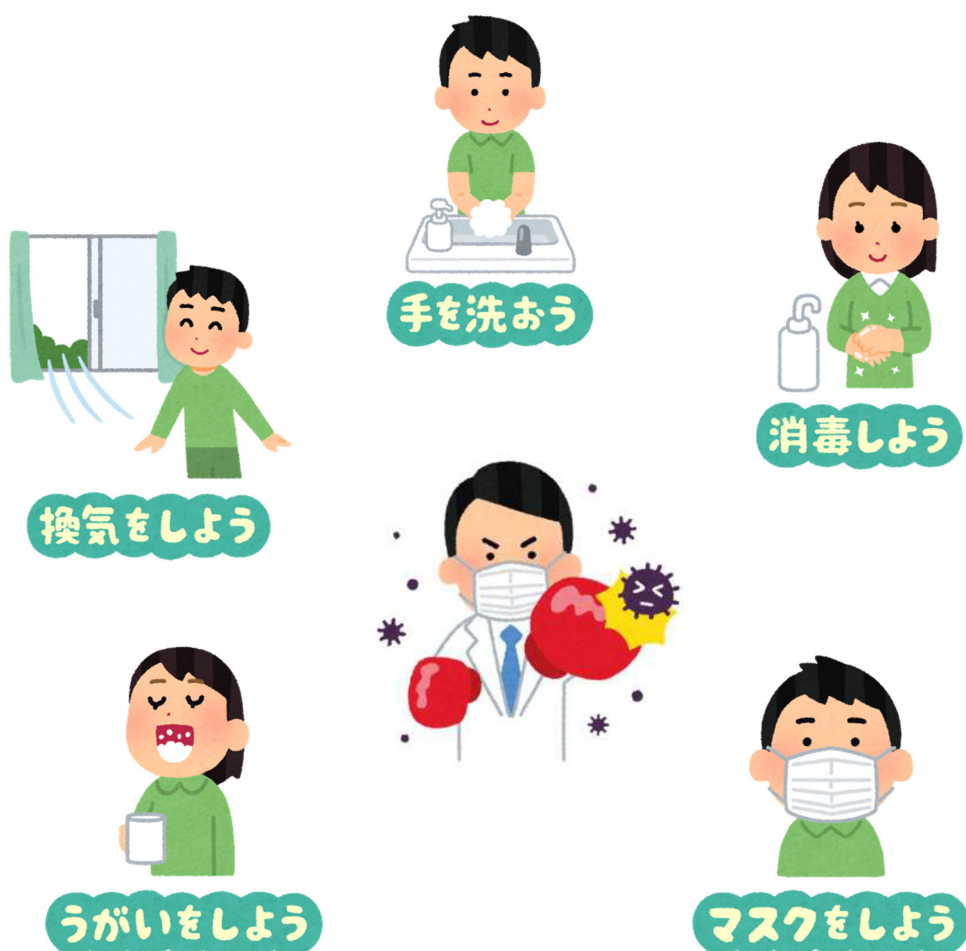




代替大会を含めた各種大会等実施に係る  
新型コロナウイルス感染症防止対策申し合わせ事項  
(バドミントン専門部ガイドライン)



令和2年8月 改訂  
神奈川県高等学校体育連盟  
同 バドミントン専門部

# 代替大会を含めた各種大会等実施に係る新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン

令和2年8月

神奈川県高等学校体育連盟

## 1 はじめに

本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、神奈川県教育委員会保健体育課の指導の下、神奈川県高等学校体育連盟が実施する代替大会や今後の主催大会・各種事業等を再開するにあたっての基準や、感染予防のための留意点、生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応等をまとめたものです。作成にあたっては専門家(医療関係者)にもご意見をいただいております。

各専門部においては、本ガイドラインや中央競技団体等が作成する各競技別のガイドライン等に従って感染防止対策を徹底し、安全な大会運営に取り組むようお願いします。

なお、本ガイドラインは、新たな感染症対策の情報や、神奈川県の感染状況等により、適宜見直しを行うこととします。

## 2 県高体連主催事業再開に当たっての基本的な考え方

神奈川県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、次の条件を満たしていることを開催の条件とします。

- ①学校教育活動が再開されていること
- ②部活動が再開され、安全確保の観点から30日程度の練習期間を設けていること。
- ③種目ごとに実施方法(試合形式・入場生徒制限等)を工夫し最大限感染リスクを下げること
- ④参加する生徒や保護者に基本的な考え方やリスクを周知し、理解を得ること。
- ⑤大会参加については生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ⑥感染リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期すること。
- ⑦本県が緊急事態宣言等の対象となった場合は、その内容を総合的に判断し、中止又は延期の検討を行うこと。

## 3 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各大会や種目の特性等を勘案して、適宜、感染拡大防止のための必要な取組を盛り込むこととします。

### (1) 全般的な事項

#### 【会場運営役員及び専門部】

- ①感染防止のため各専門部が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(大会の受付場所等)に掲示すること
- ②次の事項に該当する場合は、参加させないこと(大会当日に書面にて確認を行う)
  - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛等風邪の症状がある場合)
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

○過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

③感染症拡大防止の対策を徹底する（例：こまめな手洗い及び手指消毒ができる環境を整備する、定期的な共用場所の消毒及び共用物の消毒を実施する、他の参加者や役員との距離（フィジカルディスタンス）をできるだけ 2 メートル以上は取れるよう工夫する。

④各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること

【生徒・顧問・会場運営役員及び専門部】

⑤万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、当日の試合開始までに次のような対応を行う

- ・生徒は、事前に保護者の承諾と、健康状況を別紙 1 にて顧問に提出する
- ・顧問は、学校長の指示のもと、別紙 2 を作成し、当日の生徒及び自らの健康状況を把握した上で別紙 2 を、大会当日に受付け等で会場運営役員及び専門部へ提出する
- ・会場運営役員及び専門部は、参加役員一覧を作成し当日朝の時点で健康チェックを行う（別紙 3） ※非接触型体温計等を活用
- ・会場運営役員及び専門部は、生徒・顧問・役員の体調を書面により確認し、提出された書面や大会当日の日程、待機場所、運営の詳細等を、保存期間（少なくとも 30 日以上）を定め保存する
- ・顧問は、大会当日の日程、出席生徒の行動記録等を、保存期間（少なくとも 30 日以上）を定めて保存する

※別紙 1 「生徒の健康状況チェックシート及び参加確認書」 ※参加校が保管  
（生徒の健康状況を確認し保護者の承諾書を含めたもの）

別紙 2 「参加校状況報告書」 ※専門部が保管  
（顧問名で参加する生徒と顧問等の状況を把握した報告書）

別紙 3 「大会役員健康状況チェックシート」 ※専門部が保管  
（役員等の当日の健康状況を把握した一覧）

⑥大会に参加する全ての者（生徒・顧問・役員等会場内に入る者）は、競技中以外はマスクを着用する

⑦新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応は別紙 4 参照のこと

## （2）大会申込時の申合せ事項

①生徒・顧問・役員等が次の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

エ 過去 14 日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

オ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ②マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する）。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④他の参加者や役員等との距離（できるだけ2 m以上、競技の特殊性や施設などの事情で困難な場合も少なくとも1～2 m）を確保すること
- ⑤大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥感染防止のためにバドミントン専門部が定めた『ガイドライン』を遵守し、指示に従うこと
- ⑦新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応 別紙4参照
- ⑧原則無観客で開催すること。ここでの「観客」とは保護者、OB、一般を指す。  
会場等の大きさなどにより、別に利用施設や専門部が定める場合はこれに従うこと。

### **(3) 大会会場で準備すべき事項**

#### **①手洗い場所**

- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを各自用意させること。
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

#### **②更衣室、休憩・待機スペース**

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ウ 会場内又は共用スペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。

#### **③洗面所**

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ウ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- オ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを各自用意させること。

#### **④飲食**

- ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかけること。
- イ 飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること。
- ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- エ 生徒の飲食は、参加校の責任において喫食させ、ゴミはすべて持ち帰らせること。
- オ 飲料のペットボトル等の共用は厳に慎むこと。

## ⑤会場

- ア 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。目安として30分～90分毎に10分程度の換気とする。
- イ 換気設備が備わっている場合は、これを適切に運転すること。
- ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。
- エ 原則無観客で実施すること。※観客の位置づけは保護者、OB、一般の方とする。会場の広さなどにより、利用施設や専門部で別に定める場合はこれに従うこと。
- オ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること
- カ 出入り口を2カ所以上設け、導線を確保して密な状態を作らないようにすること。

## ⑥ゴミの廃棄

- ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用すること。
- イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること、ゴミはすべて持ち帰らせること。

## ⑦その他

- ア コートの設営、片付け等は少人数で行うようにする。
- イ 共用物品や床やシャトルを触った手指で目、鼻、口を触らない。
- ウ 会場内の物品に不必要に触れないこと。

## (4) 大会当日の受付時の留意事項

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。  
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる)
- ③人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで遮蔽すること
- ④受付を行うスタッフには、マスクを着用させること

## (5) 大会参加者への対応

### ①体調の確認

顧問から生徒と顧問等について次の事項を記載した書面の提出を求めること。

- ア 生徒と顧問等については、学校長の指示のもと、大会参加2週間前から各学校で健康チェック等に活用している「健康観察票」等と生徒の健康状況チェックシート及び参加確認書(別紙1)で健康状況を把握し、大会当日に受け付け等で非接触型体温計等を活用し健康状況を報告すること。(別紙2)  
また、大会当日の日程、出席生徒の行動記録や住所、連絡先(電話番号)については、各校で把握し、感染が判明した時点で速やかに連絡できる体制を整えておくこと。
- イ 大会当日の非接触型体温計等を活用した体温確認をすること。  
(受付時の3密を回避するため自宅での検温を基本とする)

- ウ 大会前2週間における次の事項の有無（次の症状が数日間継続した時は、医療機関を受診すること。）
  - ・平熱を超える発熱（おおむね 37.5 度以上）
  - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - ・だるさ・疲れやすい（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - ・嗅覚や味覚の異常
- エ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- オ 過去 14 日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- カ 過去 14 日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合
- キ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

## ②マスク等の準備

- ア 参加者がマスクを準備しているか確認すること。
- イ 参加の受付、着替え、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること。

## ③大会参加前後の留意事項

- ア 大会の前後のミーティング等においても、3つの密を避けること。
- イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。

## （6）競技上の留意点

### ①十分な距離の確保

- ア 競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。
- イ 強度が高い競技の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること。
- ウ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること。（感染予防の観点から、できるだけ2 m以上、少なくとも1～2 mの距離を空けることが適当である）

### ②運動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

### ③タオルやペットボトル等の共用はしないこと。

### ④飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

### ⑤バドミントン競技特性による感染防止については、次の指示に従うこと。

- ア ラケットやシューズの貸し借りは禁止とする。持参したラケット等の破損で他者から借りざるを得ない場合は、使用の前後にアルコール消毒を行うこと。
- イ シャトルの受け渡しの際にはラケットを使用して、手を極力使わないようにすること。
- ウ シャトルは消毒が困難なため、マッチ後には手指の消毒や時間をかけた手洗いを実施すること。
- エ 団体戦前に士気をあげるための『円陣』は行わないこと。
- オ マッチ前の挨拶は代表選手と監督のみで行うこと。握手はせずに、各マッチ前のコイントスもネットを挟んで行うこと。

カ 体育館内の競技であるため、マスク着用により熱中症を引き起こしやすい環境のため、塩分などのミネラルを含む水分補給をこまめに行うこと。また周囲の状況から判断し、一時的にマスクをずらす等健康管理に留意すること。

## (7) 大会応援上の留意点

- ア 大会中に大きな声で会話や応援は、飛沫防止の観点から行わないこと。
- イ インターバル時のアドバイスは、その制限時間を守り、短時間で済ませること。可能な限り横並びで、距離を空けて行うこと。

## (8) 生徒が遵守すべき事項

- ①次の事項に該当する場合は、顧問が責任をもって参加を見合わせる。 (利用当日に書面で確認を行う)
  - ア 試合当日の体調がよくない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - エ 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合
  - オ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスクを持参すること。  
(参加受付時、着替え時、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等のスポーツを行っていない際や会話をする際には マスクを着用すること。)
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。特に体育館等の施設の入退場時には必ず行うこと。
- ④他の参加者、主催者スタッフ等との距離はマスクをしていても (できるだけ2m以上、少なくとも1~2m) を確保すること。
- ⑥感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧大会の前後のミーティングにおいては当面は行わないことが望ましいが、必要な場合のみ3つの密を避けて行うこと。
- ⑨使用した着衣は必ずビニール袋等に密封し、各自持ち帰ること。
- ⑩会場までの移動手段として、自家用自動車にチームメイトを同乗させないこと。
- ⑪待機場所の内外を問わず、3つの密にならないようにすることと大声で話さないこと。

## (9) 大会参加者の感染が判明した場合の対応

- ①大会前
  - ア 当該部員、顧問、濃厚接触者と特定された者の出場は認めない
  - イ 団体競技においては、参加申込後の生徒変更を認める
  - ウ 個人競技においては、欠場とする

## ②大会期間中

- ア 大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者に連絡の上、当該生徒を安全に帰宅させる
- イ 安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う

## ③大会後

- ア 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従うこと
- イ 当該の専門部は、速やかに事故報告書を作成し、高体連事務局と感染者が参加した大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をすること

## (10) その他

- ①会場への移動等は各学校で責任をもって集団感染のリスク（3密の条件）を避けること
- ②今後、社会情勢が大きく変化し、通常の水生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない
- ③本ガイドラインの元資料は県高体連事務局のホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロードいただき、ご活用ください。

県高体連ホームページアドレス：<http://www.kanagawa-kotairen.gr.jp>

※本ガイドラインは令和2年8月に改訂されたものに、バドミントン専門部としての留意事項を加えたものである。大会運営にあたっては、本ガイドラインを遵守すること。

別紙4

## 新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応例

### 1 大会前の各学校における対応

学校に登校している生徒のみ参加可

#### 【大会に参加する部活動の生徒が罹患した場合】

- ・校長は試合参加の辞退を専門委員長に連絡し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

#### 【大会に参加する部活動の生徒が濃厚接触者となった場合】

- ・校長は、当該生徒等に対して「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止」の措置をとる。
- ・それ以外の指導者、部員で試合参加可。

#### 【学校で罹患者が出た場合】

- ①対応が決定するまでの間の臨時休業中に大会が実施される場合、校長は試合参加の辞退を専門委員長に連絡し、専門委員長は高体連事務局に報告する。
- ②臨時休業実施の規模及び期間が決定された場合、該当規模及び、期間に当てはまる生徒の出場はさせない。

※この基準は目安であり、各学校の基準や判断が優先される。



## 2 大会当日の各会場における対応

(発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合)

- ・**顧問**は当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅休養するよう指導する。
- ・**顧問**は会場運営役員及び専門部に報告するとともに、自校管理職へ報告し対応の指示を受ける。
- ・**会場運営役員及び専門部**は安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他の者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う。
- ・**顧問及び管理職**は居住する自治体の定めにしたがって、「帰国者・接触者相談センター」や保健所等に相談するよう家庭に連絡し、経過について学校及び会場責任者に継続的に連絡させる。
- ・**会場運営役員及び専門部**は、専門委員長に報告し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

## 3 生徒が大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

### ※各学校での対応

- ・**学校**は保健所の指示に基づき、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定、他の生徒等及び教職員の健康状態を把握する。
- ・**会場運営役員及び専門部**は、保存している、大会当日の日程、待機場所、運営の詳細等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・**顧問**は、保存している、大会当日の日程、出席生徒の行動記録等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・**校長**は専門委員長へ連絡し、専門委員長は会場運営役員と状況確認をした後、高体連事務局に報告する。

## 4 濃厚接触者となった場合の対応

- ・濃厚接触者は「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止」の措置をとる。  
⇒濃厚接触者は自宅待機とし、それ以外の指導者、部員で試合参加可。

### ※濃厚接触とは

患者（各定例）が発生した日の2日前以降に接触したもののうち、次の範囲に該当するものである

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の軌道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性可能性が高い者
- ・手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内かつ15分以上の接触）で、必要な感染予防対策なしで「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。